

地方の道路整備と道路特定財源に関する要望

地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワークの形成をはじめ、防災対策、通勤・通学、さらには救急医療など生活道路の面においても、まだまだ道路整備は不十分である。

また、交通渋滞の解消やバリアフリー化、電線類の地中化など、良好な都市環境の整備を進める必要がある。

さらに、道路の維持管理においては、今後、老朽化した橋梁やトンネル等が急増し、維持修繕費の増大が見込まれる。

このような中、地方公共団体は毎年、道路特定財源を上回る多くの一般財源を投入し、道路整備を行っている。

そこで、国においては、以下の施策を講じられるよう、強く要望する。

1. 道路特定財源については、現行の税体系を維持するとともに、平成 20 年度以降も現行の税率水準を維持する法案を、今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な財源を確保すること。
2. 地方が真に必要な道路整備を行うにあたっては、道路特定財源を道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めること。
3. 現在取り組みが進められている中期計画の策定にあたっては、地方の道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要なとしている道路整備を確実に盛り込むことにより、地方の道路整備が遅れることのないようにすること。
4. 高速道路等の有料道路料金の引き下げ等により、既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化を図ること。
5. 国直轄事業費については、本来、事業主体である国が負担すべきであり、道路特定財源の見直しに合わせ、道路にかかる国直轄事業負担金を廃止すること等により、地方負担の軽減を図ること。

平成 19 年 11 月 8 日

全 国 知 事 会